

明治機械株式会社定款

(大正14年8月創立總會)

改正

大正14年12月	昭和15年 5月	昭和17年11月
臨時總會	定時總會	定時總會
昭和14年10月	昭和17年 6月	昭和18年11月
臨時總會	臨時總會	定時總會
昭和16年11月	昭和18年 5月	昭和21年 6月
定時總會	定時總會	定時總會
昭和18年 4月	昭和20年 5月	昭和23年 3月
臨時總會	臨時總會	臨時總會
昭和19年 5月	昭和22年11月	昭和26年 5月
定時總會	臨時總會	臨時總會
昭和21年12月	昭和24年 5月	昭和33年11月
定時總會	定時總會	定時總會
昭和23年 5月	昭和29年 5月	昭和38年 5月
定時總會	定時總會	定時總會
昭和26年11月	昭和36年11月	昭和57年 6月
定時總會	定時總會	定時總會
昭和35年11月	昭和54年 6月	平成 5年 6月
定時總會	定時總會	定時總會
昭和50年 5月	平成 3年 6月	平成11年 6月
定時總會	定時總會	定時總會
平成 元年 6月	平成 9年 6月	平成15年 6月
定時總會	定時總會	定時總會
平成 6年 6月	平成14年 6月	平成19年 6月
定時總會	定時總會	定時總會
平成12年 6月	平成18年 6月	平成25年 6月
定時總會	定時總會	定時總會
平成16年 6月	平成23年 6月	平成27年 6月
定時總會	定時總會	定時總會
平成21年 6月	平成26年 6月	平成29年 6月
定時總會	定時總會	定時總會
平成25年11月	昭和13年11月	平成30年 6月
臨時總會	定時總會	定時總會
昭和11年12月	昭和16年 5月	令和 4年 6月
定時總會	定時總會	定時總會

明治機械株式会社

本社：東京都千代田区神田多町二丁目2番地22

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は明治機械株式会社と称する。
英文ではMeiji Machine Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 諸機械器具の製作、販売、設置工事並びに建設業。
- (2) 前号諸機械による工業的生産の実試並びにその製品の販売。
- (3) 建築物、鋼構造物、自動制御装置、空調装置等の電気設備、給水、給湯等の配管の設計施工及び管理。
- (4) 食品加工、飼料製造に関する技術コンサルタント業。
- (5) 食品加工、飼料製造機械に関する技術者の派遣業。
- (6) 不動産業、宅地建物取引業。
- (7) 倉庫業。
- (8) 駐車場、飲食店、カルチャーセンター経営。
- (9) 建築資材・建築用機械・装置および機材の製作、販売および賃貸
- (10) 土木工事、建築工事、造成工事及び解体工事の設計、施工、監理及び請負。
- (11) 食品、加工食品並びに塗料、薬品、医薬品、医薬部外品、健康食品、化粧品、食品添加物その他の化学製品の製造及び販売。
- (12) ソフトウェア開発及びコンピュータ技術者の労働者派遣業務。
- (13) コンピュータによる計算及び統計業務の受託。
- (14) 電気通信、コンピュータシステム等にかかる調査及びコンサルティング。
- (15) コンピュータ及び周辺機器の製造、販売。
- (16) 電気機械の設計、製造、販売。
- (17) 自動制御装置の設計、製造、販売。
- (18) 電子回路の設計、製造。
- (19) 太陽光発電システムなど再生可能エネルギーに係わる設計、販売、施工、修理、再利用。
- (20) 発電事業（太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオマス発電）及びその管理、運営、保守、メンテナンス、クリーニング並びに電気の売買に関すること。
- (21) 一級又は二級建築士事務所の経営。
- (22) インターネットを利用した製品等の販売。
- (23) 古物営業法に基づく古物商。
- (24) 前各号に関連又は附随する事業。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 20,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当社は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 1 3 条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 1 4 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第 1 5 条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が株主総会を招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

(電子提供措置等)

第 1 6 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 1 7 条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使できる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 1 8 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会

(員数及び選任)

第 1 9 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。
- ③ 監査等委員である取締役とそれ以外の取締役は、株主総会において区分して選任する。
- ④ 取締役（監査等委員である取締役を含む。）の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ⑤ 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(任 期)

第 2 0 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了

する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長及び常務取締役若干名を定め、必要あるときは取締役会長、取締役副社長及び専務取締役を定めることができる。

(報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第23条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である取締役を除く。）との間で、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は会日の3日前に各取締役に対してその通知を発するものとする。但し緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 取締役会は、その決議によって会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議決の省略)

第 27 条 当社は会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会)

第 29 条 監査等委員会は監査等委員をもって組織する。

- ② 監査等委員会は法令又は定款に定める事項のほか監査等委員の職務執行に関する事項を定め、監査等委員の権限を行使する。
- ③ 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 32 条 当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 33 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 34 条 当社は取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 35 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

附則

(社外監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第138回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(電子提供措置等に伴う経過措置)

第2条 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。